

警察庁組織令の一部を改正する政令参照条文

○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（刑事局の所掌事務）

第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察に関すること。
- 二 犯罪鑑識に関すること。
- 三 犯罪統計に関すること。
- 四 暴力団対策に関すること。
- 五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- 六 組織犯罪の取締りに関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- 八 国際捜査共助に関すること。
- 九 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）第二条第一号に規定する合衆国連絡部局との連絡に関すること。
- 2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。
 - 一 国際的な犯罪捜査に関すること。
 - 二 国際刑事警察機構との連絡に関すること。

（課の設置等）

第二十六条 警察庁の課（室その他課に準ずるものを含む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

2 警察庁の課に、課長（室にあつては、室長）を置く。

3 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くととき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くとときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（抄）
（参事官）

第五条 長官官房に、参事官六人を置く。

2 参事官は、命を受け、所管行政に属する特定の事項についての企画及び立案に参画する。